

議員各位

平成 24 年 3 月 26 日

武 豊 町 長

### 東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理について

現段階での客観的な情報についてお知らせをさせていただきます。

東日本大震災においては、大規模な津波により膨大な量の災害廃棄物が発生しており、これらの処理は復旧復興にあたり、速やかに処理を進める必要があると認識しております。武豊町は、平成 23 年 4 月に災害廃棄物の広域処理についてのアンケートでは、常滑武豊グリーンセンターの処理能力は年間 1,000t 受け入れる能力のあることを報告いたしました。

その後、福島第 1 原子力発電所事故による放射性物質の拡散により、災害廃棄物が放射性物質に汚染されたおそれが懸念されてきました。

平成 23 年 10 月に、国から再び災害廃棄物の受け入れについての調査がありました。そこで、放射性物質に汚染された可能性のある災害廃棄物については処理基準が明確でないこと、町には焼却灰等の処分場がないこと、現段階では住民の皆さんの安全確保や、町民のご理解が得られるものではないことなどから、受け入れについては、困難として回答をいたしました。

しかし、放射性物質に汚染されていない災害廃棄物の受け入れについては、拒むものではありません。

現段階でも、国が示した「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン」では、安全性に不安があります。受け入れを表明した都道府県では、国の示した安全基準より厳しい基準を設定し安全性の確保、住民への説明を行っている状況にあります。

マスコミ報道によりますと、愛知県は3月18日に中部電力碧南火力発電所敷地内での焼却施設の建設、また3月24日には、知多市内の名古屋港南5区について、がれきの仮置き場・処理施設を整備する検討が発表されました。

さらに、3月25日の新聞には、愛知県から全く当方に話もなく、衣浦港3号地廃棄物最終処分場についての報道がありました。

武豊町では、住民の安全、安心が最も大切なことであり、安全・安心の基準が確立されなければ受け入れは困難であると考えております。

東日本大震災で生じた災害廃棄物においては、国や愛知県により、現在示されているガイドラインより、厳格で安全が確認され、多くの国民の納得が得られるような基準が大切なことと思っております。日々刻々と状況、情報が異なっていますので、当分の間、このような情勢を見守っていきたいと思います。

今後も、適切な段階での情報提供に努めてまいりたいと考えております。

※【梶田注】3月26日16:44、議会事務局よりFAXにて送信されてきたものです。